

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	六
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	六
○土地改良区の定款の変更を認可した件	六
○県営土地改良事業計画を定めた件四件	六
○県営土地改良事業計画を変更した件	六
○土地改良法により換地処分をした件	六
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六
公 告	六
○随意契約の相手方を決定した件	六
○肥料の登録の有効期間を更新した件	六
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	六
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	六
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	六
福 島 県 病 院 局	六
○一般競争入札を行う件	六
福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	六
○漁業法により公聴会を行う件	七

## 告 示

**福島県告示第九十四号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年

二月十四日から同年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び泉崎村産業経済課に備えて縦覧に供する。  
 令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八九一六五番一

二 法第八条第一項の規定により泉崎村から聴取した意見の概要  
 意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月十四日から同年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備えて縦覧に供する。  
 令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）会津若松市門田町PJ新築工事 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二  
 一番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から令和四年四月七日付けで申請のあった定款の変更について、令和五年二月六日認可した。  
 令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄  
 （農村計画課）

### 福島県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、葛尾地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うた

め土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年二月十五日から  
同 年三月七日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
葛尾村役場

(農村計画課)

**福島県告示第九十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、川内地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年二月十五日から  
同 年三月七日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
川内村役場

(農村計画課)

**福島県告示第九十九号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、檜原地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年二月十五日から  
同 年三月七日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第百号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、小山田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年二月十五日から  
同 年三月七日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第百一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、堰場地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和五年二月十五日から  
同 年三月七日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
会津若松市役所

(農村計画課)

**福島県告示第百二号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和五年二月一日田部地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村基盤整備課)

## 福島県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

福島県知事 内堀雅雄

## 一 所在の不明な者の氏名

湯田政直 佐々木次郎 湯田勝吉 湯田萬四郎 湯田千代治 湯田フクヨ 湯田旭  
湯田勝 湯田敏雄 湯田真和 相原盛衛 湯田高博 湯田幸意 湯田一吉 湯田文  
男 相原正則 湯田亀子雄 湯田明宏 湯田永久子 相原攻 渡邊則雄 湯田政広  
川井現作 室井政一 星好子 川井吉松 湯田栄松 川井康一 室井政吉 星伊三雄  
児山源四郎 小椋三男 星長吉 室井俊太郎 渡部久藏 湯田音治 小椋庄一郎  
星たみ 星喜代次 大竹忠一 菅家多助 広野幸伸 湯田光江 室井英彦 室井良一  
星サナエ 渡部寛 山越彰 室井和秀 湯田栄三 星吉右エ門 星竹直 星清次  
野沢幸夫 芳賀長市 星治 芳賀恒夫 星初男 芳賀百作 星克己 小光光吉 星光  
雄 黒川イ子ヨ 赤松政範 星丑三 芳賀文一郎 芳賀周吾 芳賀トリノ

## 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和五年福島県告示第二十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

## 公 告

## 公告第28号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年2月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県緊急時連絡網システム設備（設備の設計、製作、運搬、据え付け、調整等を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年12月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
福島リコピー株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2  
リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
120,549,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当
- 8 その他  
契約方式は、納入業者を福島リコピー株式会社とし、リース会社をリコーリース株式会社とした第三者賃貸方式による。

（原子力安全対策課）

公告第二十九号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限	
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量					含有を 許され る有害 成分の 最大量 は、公 定規格 のとお り。
			2.0	3.8	1.0					

(農業総合センター)

公告第三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
東根堰土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名  
監事 佐藤 吉一

住所  
伊達市梁川町新田字鈴竹一四三番地

(農村計画課)

公告第三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
岩代町土地改良区  
退任した役員

役別 氏名  
理事 中山 博之  
就任した役員  
役別 氏名  
理事 斎藤 隆博

住所  
二本松市田沢字中山三〇番地  
住所  
二本松市田沢字中山二八番地

(農村計画課)

公告第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から田村三春小野都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和五年二月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

福島県病院局

**公告第1号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和5年2月14日

福島県病院事業管理者 阿部正文

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立病院（診療所）5施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県立ふくしま医療センターこころの杜（福島県西白河郡矢吹町滝八幡100番地）ほか4施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月8日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県病院局病院経営課

電話024-521-7229

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和5年2月14日（火）から同年3月8日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月24日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和5年3月28日（火）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月27日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

## 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府苦情検討委員会からの要請等 福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at 5 Fukushima Prefectural hospitals or clinics 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 27 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7229

（病院経営課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和五年二月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
令和五年二月二十八日 午後一時三〇分	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎本庁舎四階大会議室	1 共同漁業権を有する者 2 いわき市内の各漁業協同組合関係者 3 相馬双葉漁業協同組合（富熊地区）関係者 4 その他利害関係のある者
令和五年三月七日 午後一時三〇分	相馬市光陽一丁目一番一四 福島県水産資源研究所三階会議室	1 共同漁業権又は区画漁業権を有する者 2 相馬双葉漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第六十二条の規定により福島県知事が作成した福島海区漁場計画の案について

三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島海区漁業調整委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、各公聴会開会の五日前までとする。

四 提出先

郵便番号九七〇一八〇二六 いわき市平字梅本一五番地  
福島海区漁業調整委員会事務局（福島県水産事務所内）  
電話〇二四六―二四一六一七三

五 公述者の選定  
公述者は、文書を提出した者のうちから、福島海区漁業調整委員会において選定する。